

ミナミアカヒレタビラ保護管理計画

1 保護対象種の概要

ミナミアカヒレタビラ

Acheilognathus tabira jordani

コイ目コイ科タナゴ亜科

(1) 生態等

タビラ類の一亜種で全長は最大8cm。その他の亜種にシロヒレタビラ、セボシタビラ、アカヒレタビラ、キタノアカヒレタビラがある。本亜種の分布域は、島根県、鳥取県、福井県、石川県、富山県に限られ、本県は分布域の西限である。



- ・形態：繁殖期のオスは背鰭と臀鰭が赤くなる。幼魚の背鰭に黒斑がある。完熟卵が長楕円形である。
- ・生息域：平野部の河川・湖・池沼に生息する。
- ・食性：仔魚期はプランクトン食、その後は付着藻類や小型底生動物などを食べる雑食性。
- ・産卵期：4月～7月
- ・寿命：野生下では通常2年、最大3年。
- ・繁殖生態：本種を含むタナゴ亜科の魚類は産卵母貝であるインガイ科二枚貝（ドブガイ、イシガイ等）のエラの中に卵を産みこみ、仔魚期を一定期間、貝内で過ごし、その後出水管から浮出するという生活史をもつ。また、イシガイ科二枚貝は幼生期にハゼ類などのヒレやエラに寄生して変態し、その後底生生活に移行する。

(2) しまねレッドデータブック等による評価

しまねレッドデータブック（2004）においては、絶滅のおそれが最も高い「絶滅危惧Ⅰ類」に分類されている。また、隣接県である鳥取県でも生息状況は危機的でありレッドデータブックとっとり（2012）においても、「絶滅危惧Ⅰ類」に分類されており、また、鳥取県条例による特定希少野生動植物に指定されている。なお、環境省レッドデータブックにおいて山陰地方のアカヒレタビラは「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」とされている。（環境省レッドリスト（2007）：絶滅危惧ⅠB類）

2 島根県におけるミナミアカヒレタビラの状況

(1) 県内での生息地域及び生息状況

本種は、宍道湖流入河川の一部と大原川（大田市）に生息する。大原川では、産卵母貝の減少に伴い生息個体数が特に減少しており絶滅の危機に瀕している。県内においては、主に河川の中流域から下流域に生息している。

(2) 存続を脅かす原因

ミナミアカヒレタビラの減少する要因としては生息地及び周辺地域での河川改修等による生息環境の悪化や産卵母貝であるイシガイ科二枚貝の減少。オオクチバスやブルーギルなど移入種（肉食性淡水魚）による捕食。タイリクバラタナゴやカネヒラなど移入種（近縁種）との競合。観賞魚としての過剰な捕獲。

イシガイ科二枚貝の減少する要因としては、河川改修、水質汚濁及び泥の過剰な堆積による生息環境の悪化。ヌートリアによる捕食。

(3) 現在までの保護事業

島根県では、大原川については平成19年度からミナミアカヒレタビラ研究会、大田の自然を守る会、久手小学校、大田市と連携して、以下のア～エの生息状況調査等を継続して実施。なお、宍道湖流入河川については河川調査を実施。

「事業内容」

- ア ミナミアカヒレタビラ生息状況調査
- イ ドブガイ生息状況調査
- ウ ミナミアカヒレタビラ観察会
- エ 河川堆積土除去

3 保護管理事業の目標

(1) 維持すべき生息環境

ミナミアカヒレタビラが生息可能な河川環境と生態系を維持し、自然状態で安定的に存続できる状態を目指す。

(2) 捕獲圧の低減

違法な捕獲ゼロを目指す。

4 保護管理事業の区域

県内における本種の生息地

5 保護管理事業の内容

(1) 個体群の保全及び管理

ア モニタリング

ミナミアカヒレタビラの生息地は個体群の衰退と環境の変化が進んでいることから、ミナミアカヒレタビラ及び産卵母貝の生息状況や環境改変状況に係る定期的なモニタリングを実施する。

イ 生息地における捕獲の防止

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」により指定希少野生動植物の種に指定され捕獲等が禁止されていることを積極的に周知するため、標識の設置等を行う。また、地元保護団体等を希少野生動植物保護巡視員等として認定し、巡視員等のパトロールにより違法な捕獲の防止効果を高める。

ウ 絶滅リスク回避のための系統保存

ミナミアカヒレタビラの絶滅リスクを回避させるため、必要に応じて人工飼育による系統保存を行う。また、生息地個体群が減少した場合には系統保存個体の放流も検討する。

(2) 生息環境の保全及び管理

ミナミアカヒレタビラが安定的に生息するためには、産卵母貝となるイシガイ科二枚貝や、イシガイ科二枚貝の繁殖に欠かせないハゼ類などを含む生息域全体の生態系を良好に保つことが必要である。

ア 河川環境の適正な維持管理

河川改修等により生息環境が直接的に改変される場合には、事業者及び河川管理者等との協議により、ミナミアカヒレタビラ生息域への環境負荷低減に努める。また、生息域への影響が考えられる上流域等での工事の場合には、事業者及び河川管理者等との協議により土砂及び濁水の流出防止に努める。

イ 産卵母貝の保護

本種は産卵母貝のイシガイ科二枚貝なしでは繁殖ができないため、イシガイ科二枚貝が生息できる環境づくりが必要となる。一部の生息地では河川の堆積土の増加により貝の生息数が減少しているため、河川管理者等と連携し産卵母貝を保護するため、堆積土除去を実施する。

ウ 移入種対策

【捕食種】

オオクチバス、ブルーギル等についての調査及び駆除。

【競合種】

タイリクバラタナゴ、カネヒラについての調査及び駆除。

【産卵母貝捕食種】

ヌートリア被害について調査及び駆除。

エ 生息地等保護区の指定

種の指定のみでは保護が十分に図られない場合には、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」による生息地等保護区の指定を検討する。

(3) 普及啓発の推進

ミナミアカヒレタビラの生態や保護の必要性、保護管理事業の実施等についてパンフレットでの啓発や観察会の実施などにより県民理解の醸成を図る。

観察会においては必要に応じて捕獲し、個体の観察を行い、観察後には再放流する。

また、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動が展開されるよう活動の支援に努める。

6 他の法的規制等

河川法

7 事業推進の連携体制

ミナミアカヒレタビラ保護管理事業の実施に当たっては、関係行政機関・地元住民・研究機関・民間団体・事業者・希少野生動植物保護巡視員等による連携を図り、効果的に事業を推進する。

【用語説明】

■生息地等保護区：知事が指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときに、その個体の生息地等及びこれと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認め、指定を行った区域。（島根県希少野生動植物の保護に関する条例第19条）

【補足説明】

■「タビラ」と呼ばれていた種（セボシタビラ・シロヒレタビラ・アカヒレタビラ）は国立科学博物館研究報告A類：動物学において、新井良一博士ら（2007）が「セボシタビラ・シロヒレタビラ・アカヒレタビラ・ミナミアカヒレタビラ・キタノアカヒレタビラ」の5亜種に再分類し、山陰地方に生息する個体群は「ミナミアカヒレタビラ」となった。